

徳島県告示第六百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和七年十一月一十八日

徳島県知事　後藤田　正　純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの 種類	廃止の届出 の受理日	年月日
名称	所在地	名称	所在地			
S・M・S株式会社	徳島市昭和町三丁目三番地	デイサービスセンタ 一満福	徳島市東新町二丁目一〇番地	通所介護	令和七年九月四日	令和七年十月三十一日
有限会社円満	同　国府町中四四八番地	デイサービスセンタ 一ゆうき	同　庄町二丁目一二番地			